

「証券受渡・決済制度改革懇談会」（第２１回）議事要旨

【開催日時】 平成２０年９月１日（月）午後３時～

【場 所】 日本証券業協会 第１会議室

【主な議題】 １．株券電子化実務検討項目の進捗状況について

（１）証券決済制度改革推進センター

（２）(株)証券保管振替機構

（３）日本証券業協会

（４）(株)みずほ銀行・全国銀行協会

（５）中央三井信託銀行(株)

（６）(株)東京証券取引所

（７）証券決済制度改革推進センター

２．その他

【議事要旨】

１．株券電子化実務検討項目の進捗状況について

（１）証券決済制度改革推進センター

飯島事務局長より株券電子化に係る実務検討項目について全般的な状況について、説明が行われた。

各項目の具体的状況については、各検討体より報告がなされた。

（２）(株)証券保管振替機構

大前常務取締役より以下の報告が行われた。

前回の懇談会からの約１ヶ月の間、「発行会社の同意手続」および「制度参加者の制度参加手続」を進めてきた。発行会社の同意手続については、全体で約３９００社のうち、８月末現在で約６５％の約２５００社の手続が行われている。制度参加予定者の口座開設手続については、機構加入者約２７０社すべての手続が８月末までに完了した。

「規則・特例対応」については、電子化後の業務規程等の規則について、当局の認可を得て８月１５日付で公表するとともに、先週、電子化後の保振と参加者との間の業務処理のマニュアルである「業務処理要領」を参加者に配布した。

「制度・システム構築」については、来年１月の全面稼働に先立ち、株主情報の名寄せとデータの管理を行う加入者情報システムを、予定どおり本日、本番稼働させた。その準備として、今年３月から８月にかけて、株主名簿管理人から現在の株主名簿上の株主情報、また参加者から顧客情報の提出を受け、それらの情報を統合して新しい制度における株主情報の名寄せおよび株主通知実施のためのデータ構築作業を実施した。

システム関係については、総合テストを５月２７日から開始し、１１月１６日までに全１３回、２８日間のテストを予定している。現在業務確認テストの８回中３回目までが終了している。これまでのテスト項目の消化率は９５％であり、残り５％については、次回以降のテストで確認していくことになるが、未消化項目のある利用者については、個別に電話で未消化の理由とリカバリの見込みについて確認を行っており、最終的に全テストケースの消化率が１００％となるよう進めていく。

全面稼働の稼働判定は、総合テストが終了した１１月末に行う予定であるが、９月半ばに総合テストの主要項目が一通り完了するので、その段階で各社の対応状況が概ね確認できる予定である。

参考として、加入者情報システムを稼働させる準備として、８月末までにデータベース構築作業を行ってきたが、参加者から約１１００万件の顧客情報（株式等について残高のある口座の数）、株主名簿管理人からは約５５５０万件の株主情報の提出を受け、そのうち保振に預託していない一般株主約１５３０万件と参加者からの顧客情報約１１００万件を合わせた約２６３０万件を対象に名寄せ処理を行った。名寄せ処理に関しては、まずシステムによる名寄せを行い、次に類似情報として抽出されたデータについて目視名寄せを行い、株主名簿管理人における現在の名寄せ実績のデ

一タを反映させている。名寄せ件数は１１５０万件となり、２６３０万件の情報に対して約１４８０万件のデータ構築を行ったことになる。

端株については、株券電子化の対象とはなっていないため、一斉移行日までに端株をなくす必要がある旨を発行会社説明会で周知を図るとともに、株主名簿管理人に協力いただき、端株制度採用会社に対して端株の移行方法について早期の検討を促す旨の通知などを行っている。さらに、端株制度採用会社ごとの具体的な移行方法や対応状況を把握するために、端株制度採用会社１１７社に対してアンケート調査を行った。既に対応がなされた「処理済」は８４社あり、株式分割・株式併合・端数等無償割り当てを実施または決議した会社が１４社、定款変更による端株制度の廃止や自己端株の消却を実施または予定している会社が７０社で、端株主が１０００人以上いるなど多くの端株を有している会社は株式分割等を採用しているケースが多く、端株主が少ない会社は定款変更による端株制度の廃止や買取・買増請求の促進によって端株をなくすケースが多い。また、調査時点でまだ未対応であった「未処理」は３３社だが、移行方針がほぼ固まっているという会社が多く、１０月までに対応を行う予定とのことであった。今後、取引所とも協力して実施状況の確認を行っていく。

（３）日本証券業協会

小柳常務執行役より以下の報告が行われた。

証券会社のシステムの整備状況の点検と確認に関しては、保振での業務確認テストにあわせ、証券会社と保振との間のテスト結果、今後の対応計画、およびデータ移行への準備等について、証券会社各社に点検を引き続き要請し、協会で確認を行う。

株券電子化後の株式等の振替実務に関しては、現在、証券会社、銀行、信託銀行、保振等の関係者に協力をいただき、実務者で構成されている検討会において振替実務の検討を行っており、９月中旬までには検討結果を「標準事務処理」や「Ｑ＆Ａ」などに取りまとめる予定である。また１０

月以降、証券会社等の実務者に対して説明会・研修会を実施し、周知徹底を図る。

「周知広報活動」については、残り4ヶ月という段階であり、早期の名義書換え、預託の周知、実施日、特別口座相談窓口の周知という重点広報事項に沿って、新聞等のマスメディア、上場会社の株主宛のリーフレット、ポスター等の多様な媒体を利用して推進していく。

今後、照会や相談が増えることも予想されるため、丁寧に対応するため、株券電子化コールセンターにフリーダイヤル（0120-77-0915）を設置した。77-0915は9年1月5日という実施日の意味を込めている。

（４）(株)みずほ銀行・全国銀行協会

全国銀行協会の辻業務部長より以下の報告が行われた。

「株式担保」に関し、「各種株式担保実務における新制度移行に伴う影響事項の洗い出し」については、当方の「一斉移行対応（Q & A）」で既に対応済みである。

電子化後における株式担保実務については、「想定事務フロー」を現在改定の準備を進めており、実務者の検討会での結果を踏まえて改訂を行う。

127行あてに対応状況についてのアンケート調査を行った。担保取引を継続するための預託手続については、すべての会員が10月中に預託手続きを終了する予定という回答であった。また担保権設定者への預託手続や口座開設手続に関する説明も9月中にほぼ終了するという旨の回答結果を得た。

株券電子化の準備は、それぞれの業界で責任をもって進めてもらうことになるが、銀行と同様の担保取引を行っている信用金庫、信用組合に対しても、全銀協での検討結果を説明した。今後も関係者間で移行対応を適切に行えるよう、全銀協としてもしかるべく協力をしていく。

(5) 中央三井信託銀行(株)

竹井執行役員より以下の報告が行われた。

T A業務に関して、各社とも引き続き足並みはほぼ揃っており、特に大きな問題はない。各社のシステム開発の状況は、現在、総合テストの段階であり、9月末から10月末にかけて障害の洗い出しと修正、業務間の連携の影響確認に注力する計画である。実務で詳細未定事項があり、関係者と調整確認中であり、今後残された期間でプログラム開発修正と検証を行うよう、重点的に対応中である。保振と連携したシステムプログラムの修正・変更については、保振と協調して実施している。保振の加入者情報システムの先行稼動にも対応し、T A側も無事に実施を確認している。

特別口座の管理機関業務の進捗状況については、発行会社が契約の当事者になるなど、証券会社の一般口座管理機関業務と異なる点があり、詳細の事務フローを詰めている。

特別口座管理機関における金商法の位置づけについて、顧客勘定元帳や取引残高報告書の記載項目など金融庁宛に照会をしており、実務を整理しつつある状況である。特別口座開設時の案内に関しては、送付時期は2月に発送する予定とする計画をしている。記載する項目内容については代行機関および株懇で調整している最中である。

特別口座に関する事務の取扱指針に関しては、事務フロー、帳票等多岐にわたるが、株懇、日証協、関係者との協議を踏まえて確認しつつある段階である。電子化以降、名義書換えの失念救済という問題があるが、全株懇において指針案が理事会で策定され、10月には失念救済の詳細を決定する予定である。特別口座の管理に関する契約書については信託協会で参考書式を策定中であり、9月中に固める予定である。この契約は、最終的には特別口座管理機関と発行会社との個別契約になる。事務取扱要項についても、この契約書の別添という形で織り込む予定である。

(6) (株)東京証券取引所

深山常務執行役員より以下の報告が行われた。

端株の移行について該当の東証上場の発行会社に定期的にヒアリングを行っていくなど、今後とも東証上場会社について対応状況の把握に努めていきたい。

東証の上場会社である各社に電子化に関するアンケートを行い、調査結果をまとめたものが資料4の「PRESS RELEASE」である。自社保有の上場株券について、保振預託していない株券が「ある」会社が全体の35%の473社、このうち「9月末までには保振に預託する」会社が181社、「電子化までに預託する」会社が180社あり、回答のあった大部分の上場会社が、所有株券をすべて保振に預託したか、今後の対応の方針を決定しているという状況にある。今後なるべく前倒しで預託手続について認識を深めていただくことが重要である。担保株券の取扱に関しては、担保権者として保有している担保株券について、保振に預託していない担保株券を保有している会社が約28%で、自社保有株券と同様に、なるべく早い対応を促す必要がある。

株主への周知については、約9割の会社から周知徹底について何らかの対応を検討または実施しているという回答を得た。電子化の理解を深めるため、発行会社から株主へ直接訴えることが非常に効果的であるため、発行会社から自社の株主への周知活動を行ってほしい。

(7) 証券決済制度改革推進センター

検討体の立場から、飯島事務局長より以下の報告が行われた。

「株券電子化に向けた周知・啓発活動計画」は関係者が連携して周知・啓発活動を行うための基本となるもので、当初3年間の計画としてまとめられ、随時、改訂を加えてきた。

最初の「制度実務等対応状況」にここ4ヶ月のイベントが記載されている。「周知啓発重点活動項目」で、「特別口座の内容に係る周知」および

「本人名義への書換え周知」の２点が挙げられているが、今後電子化実施に向けて重点活動項目であり、電子化実施後も「特別口座の手續に係る周知」あるいは「加入者情報に関する周知」として継続することが重要である。

主体別には、個人投資家等に対しては、この２点に加え、非居住者への周知、トラブル防止、個別相談による重点フォローが重要である。「事業会社」に対しては担保処理等の周知、「証券会社」に対しては実務詳細の確認や加入者情報等に関する周知、「銀行等」に対しては担保受入株券の取扱いの対応、「発行会社／ＴＡ」に対しては株主の周知などが、それぞれの重点ポイントである。

２．その他

次回は９月下旬に開催する予定であり、施行に向け実務界として共通認識を固める重要な懇談会である。

なお前回同様、懇談会終了後、保振の大前座長代理と日証協専務理事の大久保委員から、報道関係者にブリーフィングを行う。

以 上